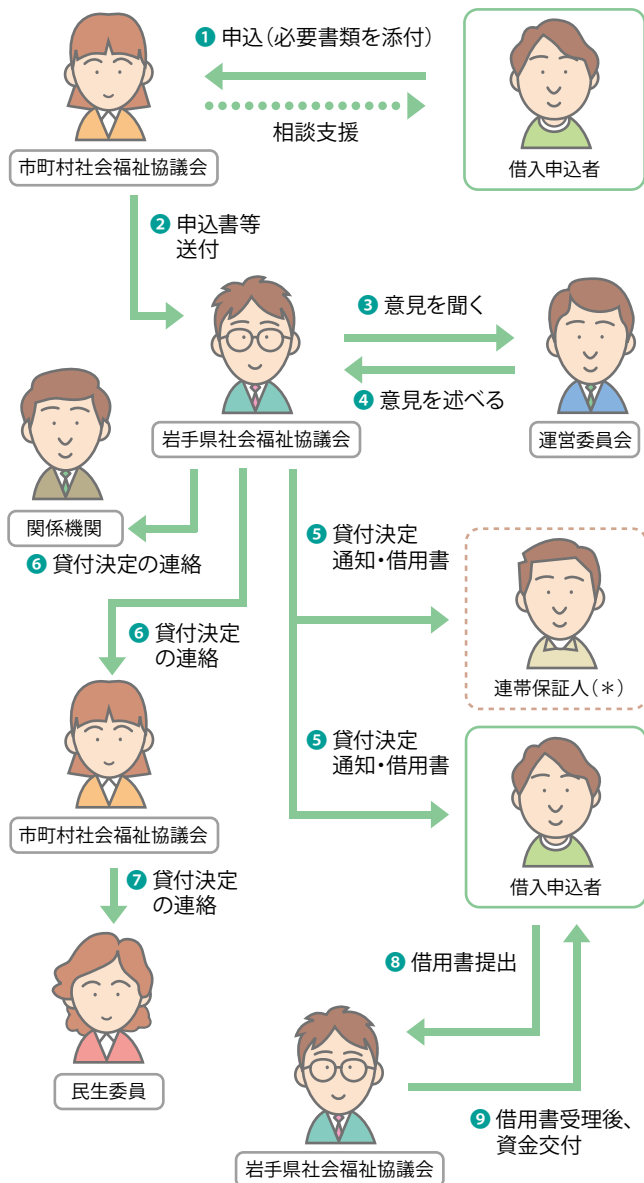




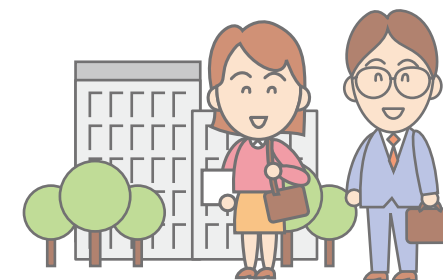
「総合支援資金」交付までの流れ



ご相談はあなたのまちの市町村社会福祉協議会へ

- 盛岡市 019-651-1000
- 盛岡市玉山支所 019-683-2743
- 宮古市 0193-64-5050
- 宮古市田老福祉センター 0193-87-2224
- 宮古市新里センター 0193-72-3437
- 大船渡市 0192-27-0001
- 花巻市 0198-24-7222
- 花巻市大迫支所 0198-48-4111
- 花巻市石鳥谷支所 0198-45-4666
- 花巻市東和支所 0198-42-3151
- 北上市 0197-64-1212
- 久慈市 0194-53-3380
- 久慈市山形事務所 0194-72-2800
- 遠野市 0198-62-8459
- 遠野市宮守福祉センター 0198-67-2833
- 一関市 0191-23-6020
- 一関市花泉支所 0191-82-4002
- 一関市大東支所 0191-71-1177
- 一関市千厩支所 0191-53-2885
- 一関市東山支所 0191-47-3238
- 一関市室根支所 0191-64-3983
- 一関市川崎支所 0191-43-4323
- 陸前高田市 0192-54-5151
- 釜石市 0193-24-2511
- 二戸市 0195-25-4959
- 二戸市浄法寺支所 0195-38-3061
- 八幡平市 0195-74-4400
- 八幡平市西根支所 0195-75-1821
- 八幡平市安代支所 0195-72-2811
- 奥州市 0197-25-6158
- 奥州市水沢支所 0197-25-6025
- 奥州市江刺支所 0197-35-8081
- 奥州市前沢支所 0197-56-2148
- 奥州市胆沢支所 0197-46-3111
- 奥州市衣川支所 0197-52-3144
- 雫石町 019-692-2230
- 葛巻町 0195-66-2111
- 岩手町 0195-62-3570
- 滝沢村 019-684-1110
- 紫波町 019-672-3258
- 矢巾町 019-611-2840
- 西和賀町 0197-85-3225
- 金ケ崎町 0197-44-6060
- 平泉町 0191-46-5077
- 藤沢町 0191-63-2111
- 住田町 0192-46-2300
- 大槌町 0193-41-1511
- 山田町 0193-82-3841
- 岩泉町 0194-22-3400
- 田野畑村 0194-33-3025
- 普代村 0194-35-2100
- 川井村 0193-76-2310
- 軽米町 0195-46-2881
- 野田村 0194-78-2963
- 九戸村 0195-41-1200
- 洋野町 0194-65-5360
- 洋野町大野事務所 0194-77-2180
- 一戸町 0195-33-3385

生活福祉資金 総合支援資金 のご案内



[平成 21 年 10 月現在]

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画課 生活支援グループ

〒020-0831

岩手県盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
電話 019-637-4440・4533・4495・4496

FAX 019-637-9722

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/>

* 連帯保証人を立てられない場合でもご利用できますが、
利率が加算されます。

生活福祉資金 総合支援資金とは

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象となります。総合支援資金には、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。

借入ケース例

- 1 就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- 2 公共料金等の支払い費用が足りない。
- 3 住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- 4 就職を目指し新しい技能習得をしたい。
- 5 債務を整理するための費用が不足している。



ご利用いただける世帯

- 一定の所得額以下であって、必要な資金の融資を他から受けることが困難である低所得世帯としています。
 - 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活扶助算定基準の1.7倍以下の世帯となります。(平成20年の場合)
- ※ 収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含まれます。

生活福祉資金 総合支援資金をご利用できない方

- 本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方。
- 他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方。

総合支援資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	
総合支援資金	生活支援費	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※貸付期間は最長1年間	最終貸付日から6月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%
	住宅入居費	40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		
	一時生活再建費	60万円以内			
貸付対象経費	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用			
償還例	(連帯保証人を立てる場合)	元金2,400,000円	20年(240回)の場合	月額10,000円×240回	
	(連帯保証人がいない場合)	元金2,400,000円	20年(240回)の場合	月額11,500円×239回(最終回13,000円)	

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	・健康保険証の写し及び住民票の写し ・求職活動等自立に向けた取組みについての計画書
所得がわかる書類	借入申込者	源泉徴収票、所得証明書等
他の公的給付又は公的な貸付制度を利用、申請している場合、その状況がわかる書類	借入申込者	該当公的制度の決定通知書又は申請書写し等
申込者の個人情報が必要な範囲で関係機関に提供することの同意書	借入申込者	個人情報の取扱いに関する同意書
資力が明らかになる書類	連帯保証人	住民税課税証明書

「住宅入居費」に関する添付書類

内容	書類
入居予定住宅に関する状況通知書写し	・不動産賃貸契約の契約書の写し ・住宅手当申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し ・住宅手当申請時に住宅手当実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

総合支援資金に関する Q&A

Q1



生活支援費の毎月の貸付額は、どのようにして決めるのですか？

A1



失業された方の場合には失業前の賃金等を基準にして、必要な金額を相談し決めることになります。

Q2



生活支援費を借りた後に就職が決まった場合、その時点で貸付は終了になるのですか？

A2



就職して最初の給与は、1か月分満額の給与とならないことがあるため、就職した月の翌月までは、貸付を受けることができます。